

# 公益社団法人 日本キャンプ協会 会員規程

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、会員に関する必要な事項を定めるものである。

## (正 会 員)

第 2 条 本会の目的に賛同する個人の普通会員で理事会によって承認された者は、正会員となることが出来る。  
2 定款第5条第1項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

## (普通会員)

第 3 条 本会の目的に賛同する個人又は団体は、理事会の承認を得て普通会員となることが出来る。

## (賛助会員)

第 4 条 本会の事業を賛助する個人又は団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることが出来る。

## (名譽会員)

第 5 条 本会に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者は、名譽会員となることが出来る。

## (入 会)

第 6 条 正会員は、定款第6条に基づき、理事会の承認を受けなければならない。  
2 普通会員・賛助会員は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

## (経費の負担)

第 7 条 正会員及び普通会員、若しくは賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会で決定された額を支払う義務を負う。但し、総会で承認された正会員（個人の普通会員）は正会員の額を支払うこととする。  
2 名譽会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

## (入 会 金)

第 8 条 定款第7条に定める入会金は、以下のとおりとする。

(1) 正会員	5, 000円	
(2) 普通会員	5, 000円	普通会員（団体） 10, 000円
(3) 賛助会員	10, 000円	
(4) 名譽会員	免除	

## (年 会 費)

第 9 条 定款第7条に定める年会費は、以下のとおりとする。

(1) 正会員	3, 000円	
(2) 普通会員	3, 000円	普通会員（団体） 10, 000円
(3) 賛助会員	30, 000円（1口）	
(4) 名譽会員	免除	

## (会員の権利)

第 10 条 会員はキャンプを普及する喜びを享受するほか、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 本会主催の事業への参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への参加
- (3) 地域における交流事業及び国際交流事業への参加
- (4) 機関紙の收受
- (5) 各種情報及び資料の提供

## (会費の納入)

第 11 条 第8条の入会金及び第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に

使用し、残額を法人の管理運営のために使用する。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であつて、かつ、催促に応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第13条 会員は、いつでも退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

(正会員の除名)

第14条 正会員が、定款第10条及び次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該正会員を除名することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
  - (2) 第4条、第5条、第6条に定める審査を受ける者の条件に過誤または不正が認められたとき
  - (3) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）
  - (4) 暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別等の行為など、社会規範に照らして不適切な行為を起こし、資格取り消し判定が適当であると理事会が判定したとき
  - (5) その他、除名処分を行うべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会長は当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(普通会員、賛助会員、名誉会員の除名)

第15条 普通会員、賛助会員又は、名誉会員が、定款第11条及び次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 第4条、第5条、第6条に定める審査を受ける者の条件に過誤または不正が認められたとき
- (3) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）
- (4) 暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別等の行為など、社会規範に照らして不適切な行為を起こし、資格取り消し判定が適当であると理事会が判定したとき
- (5) その他、除名処分を行うべき正当な理由があるとき

(細 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、2018年6月9日から施行する。

この規程は、2023年6月10日から施行する。

この規程は、2024年5月24日から施行する。

この規程は、2025年3月14日から施行する。